

放射線管理手帳 運用要領・記入要領（事業者用）の読み替え表

制定 平成 28 年 1 月 15 日
改訂 令和 2 年 9 月 18 日

除染等業務他における読み替え表について

この読み替え表は、「除染電離則」が適用される除染等業務または特定線量下業務において放射線管理手帳を使用する際、本書で用いられている言葉の意味または内容を読み替えるためのものです。また、「電離則」が適用される事故由来廃棄物等の処分の業務についても、一部読み替えが必要なものについては【 】内に示します。

ページ	読み替え前	読み替え後
要領全般	原子力事業者	除染等業務または特定線量下業務を行う元請事業者 【事故由来廃棄物等処分業務を行う事業者】
	放射線業務従事者	除染等業務従事者、特定線量下業務従事者 【放射線業務従事者】
	原子力等施設	除染等業務または特定線量下業務の作業場所 【事故由来廃棄物等処分業務を行う事業場の事故由来廃棄物等取扱施設または設備】
	原子力事業所	除染等業務または特定線量下業務を行う元請事業者の事業場 【事故由来廃棄物等処分業務を行う事業場】
	電離放射線健康診断	除染電離放射線健康診断※ 【電離放射線健康診断】
	放射線防護教育	除染等業務または特定線量下業務特別教育 【事故由来廃棄物等処分業務特別教育】

ページ	読み替え前	読み替え後
9	(24) 「事業者による従事者指定」とは、事業者が「電離放射線障害防止規則」(以下「電離則」という。)にもとづき作業者を放射線業務従事者に指定することをいう。	(24) 「事業者による従事者指定」とは、事業者が「除染電離則」にもとづいて、雇用する労働者を除染等業務従事者または特定線量下業務従事者として指定することをいう。
	(25) 「原子力等施設での従事者指定」とは、原子力事業者が規制法および放射性同位元素等の規制に関する法律の関係規則にもとづき、作業者を当該事業所で放射線業務従事者に指定することをいう。	(25) 「除染等業務または特定線量下業務における従事者指定」とは、除染等業務または特定線量下業務を行う元請事業者が、当該業務に従事させる者を作業員名簿に登録することをいう。 【「事故由来廃棄物等処分業務を行う事業場の従事者指定」とは、施設または運転管理事業者が、作業者を当該事業場の放射線業務従事者に指定することをいう。】

ページ	読み替え前	読み替え後
80	<p>① 施設名 従事者の指定・指定解除を受けた原子力事業所名（会社名を含む）の名称を記入する。ただし、原子力事業所名は、別表の「原子力事業所名の略称表」（P 95）に示す略称で記入してもよい。 なお、……（以下省略）</p>	<p>① 施設名 除染等業務または特定線量下業務の作業場所として「除染特別地域」と記入する。作業場所が汚染状況重点調査地域も含む場合は「除染特別地域等」とする。 なお、特定線量下業務だけに従事した場合は、「特定線量下業務」と記入してもよい。 【事故由来廃棄物等処分業務を行う事業場名または施設（設備）名を記入する。】</p>
	<p>② 指定・解除年月日 上段「指」のところに当該原子力事業者等が指定を行った年月日を西暦で、下段「解」のところに当該原子力事業者等が指定解除を行った年月日を西暦で記入する。</p>	<p>② 指定・解除年月日 上段「指」のところは、除染等業務または特定線量下業務を行う元請事業者が、当該業務に従事させる者を作業員名簿に登録した年月日を記入する。なお、登録を行った元請事業者の名称は「I. 備考欄」に注記する。この指定を行うときは、当該作業員に対して、事業者（雇用主）による放射線業務従事者の指定がなされていなければならない。 下段「解」のところは、当該作業員が事業場を離れたため作業員名簿の登録を解除した年月日を記入する。この記入に当たっては実効線量（暫定値可）の値も記入すること。 【上段「指」のところは、事故由来廃棄物等処分業務を行う事業場の施設または運転管理事業者が、当該業務の従事者として指定した年月日を、下段「解」のところは、その指定を解除した年月日を記入する。】</p>

ページ	読み替え前	読み替え後
84	<p>(4)－2 被ばく歴</p> <p>この欄は、手帳発行年度以降の作業者の被ばく状況を年度毎に示す欄であり、被ばく記録等に関する事項を次の①～⑨の記入方法に従い記入する。職業上被ばくしたすべての実効線量および等価線量を記入するもので、原子力事業所以外(R I 事業所、非破壊検査会社等)の場合は、実効線量および等価線量、除染等事業者の場合は、実効線量および水晶体等価線量)についても漏れのないように記入する。</p> <p>なお、原子力事業所、同以外に関わらず一時立入時の線量は記入しなくてもよい。</p>	<p>(4)－2 被ばく歴</p> <p>この欄は、手帳発行年度以降の従事者の被ばく状況を年度ごとに示す欄であり、業務上の被ばくに関する事項を次の①～⑨の記入方法に従って記入する。職業上被ばくした全ての実効線量および水晶体等価線量を記入するので、除染等業務、特定線量下業務、事故由来廃棄物等処分業務の実効線量および水晶体等価線量の他、原子力事業所、R I 事業所および非破壊検査会社等での実効線量および等価線量についても漏れのないように記入する。</p> <p>なお、作業以外の目的で除染特別地域に一時的に立ち入ったときの線量は記入しなくてよい。</p>
	<p>① 測定期間年月日</p> <p>放射線業務に従事した期間、もしくは評価対象となる作業期間(管理区域立入期間)等の年月日を西暦で記入する。</p>	<p>① 測定期間年月日</p> <p>従事者指定された除染等業務または特定線量下業務について、被ばく線量の測定(評価)の開始／終了年月日を記入する。</p>
86	<p>④ 実効線量(内部被ばく)</p> <p>定期的に行われる内部被ばく測定および原子力等施設での従事者指定の解除時等に行われる内部被ばく測定について、……内部被ばくによる実効線量を次の(ウ)(b)のとおり記入する。</p>	<p>④ 実効線量(内部被ばく)</p> <p>定期的に行われる内部被ばく測定や作業員名簿からの登録解除時に行われる内部被ばく測定について、……内部被ばくによる実効線量を次の(ウ)(b)のとおり記入する。</p> <p>高濃度粉じん作業でない場合であって、1日の作業終了時にスクリーニング検査を行って基準値以下であることを確認し、内部被ばく測定を行わなかった場合には、次の(イ)の略号「C」に続けて(スクリーニング)と記入する。 例) C (スクリーニング)</p>
90	<p>⑦ 施設名</p> <p>当該測定期間中に放射線業務に従事した原子力事業所名等(会社名を含む)を記入する。ただし、別表「原子力事業所名の略称表」(P 95)から該当する略称で記入してもよい。</p>	<p>⑦ 施設名</p> <p>当該測定期間中に除染等業務または特定線量下業務の作業場所として「除染特別地域」と記入する。作業場所が汚染状況重点調査地域も含む場合は「除染特別地域等」とする。</p> <p>なお、特定線量下業務だけに従事した場合は「特定線量下業務」と記入してもよい。</p> <p>【事故由来廃棄物等処分業務を行う事業場名または施設名を記入する。】</p>

ページ	読み替え前	読み替え後
96	<p>① 実施年月日 事業者が教育訓練の実施または省略を行った年月日……</p>	<p>① 実施年月日 事業者(雇用主)が教育を実施または省略した年月日を記入する。他事業者(機関)が行う教育を受講させた場合は受講日を記入する。</p>
	<p>② 実施者(主催者) 教育訓練を実施した実施者または主催者の名称(会社名、協議体名等で略称可)を記入する。 ただし、教育訓練が省略された場合は、記入を要しない。</p>	<p>② 実施者 教育を実施した事業者または機関の名称を記入する。教育を省略した場合は、記入は要しない。</p>
	<p>③ 教育内容(科目) 上段に実施または省略された教育内容を記入する。ただし、次の略号表から該当する略号で記入してもよい。 また、事業者が教育の省略を認めた場合は、当該教育内容の略号の下段に*印を記入する。</p>	<p>③ 教育内容(科目) 除染等業務の場合は、上段に「除染等業務特別教育」と記入し、下段に教育科目に応じて「学科教育」または「実技教育」と記入する。 作業指揮者の場合は上段に「除染作業指揮者教育」、特定線量下業務の場合は「特定線量下業務特別教育」と記入し、下段に「学科教育」と記入する。 【事故由来廃棄物等処分業務の場合は、上段に「事故由来廃棄物等処分業務特別教育」と記入し、下段には教育科目に応じて「学科教育」または「実技教育」と記入する。】 また、事業者が教育科目の一部または全部について省略を認めた場合は、上段に省略した科目を記入し、下段に「省略」と記入する。</p>
	<p>教育内容の略号表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 略号表 </div>	<p>略号表は用いない。</p>

ページ	読み替え前	読み替え後
98	<p>④ 教育内容（対象施設等） 教育内容が、当該の施設にのみ有効な教育の場合には、……別表「原子力事業所名の略称表」(P 95) から該当する略称で記入してもよい。</p>	<p>④ 教育内容（対象施設等） 除染等業務の場合、「除染特別地域」と記入する。 特定線量下業務の場合、「特定線量下業務」と記入する。 【事故由来廃棄物等処分業務の場合は、当該業務を行う事業場名または施設名を記入する。】</p>
	<p>⑤ 記入者所属 教育訓練を受講または省略されたことを証明する者（確認した者）の所属会社名、事業所名および部または課等（略称でも可）を記入する。</p>	<p>⑤ 記入者所属 教育の修了を確認し、手帳へ記入した者の所属会社名、部署名を記入する。</p>

※：除染電離放射線健康診断と電離放射線健康診断は、特殊健康診断としての項目・内容は同じだが、これを記録する個人票の書式に違いがあるので注意。

その他：特定線量下業務の場合、電離放射線健康診断の欄には、検査項目および結果の欄にまたがって『特定線量下業務のため、電離健診なし』と記入する。

記 入 例

F. 健康診断および事業者による従事者指定・解除

特定線量下業務の場合の「F. 健康診断および事業者による従事者指定・解除」の記入例

年月日を西暦で記入する。

4

電離放射線健康診断				指定・解除	
年月日	検査項目(注1)	結果(注2)	記入者所属	年月日	事業者・印
1 2021.10.9	特定線量下業務のため 電離健診なし	OX工業 横浜総務課解		指 2021.10.12	OX工業(株) 横浜・総務課長 坂本
2					
3				指 2021.10.12	
4					

記入者所属を記入する。

検査項目および結果にまたがって『特定線量下業務のため、電離健診なし』と記入する。

会社名、事業所名、役職名を記入し、押印する。

記入例

G. 被ばく歴および原子力等施設での従事者指定・解除

一般例

内部被ばくの状況を毎日のマスクスクリーニングにより基準値以下であると確認した場合は「C(スクリーニング)」と記入する。

除染電離則が適用される業務のため水晶体等価線量の測定を行わなかつた期間について、実効線量を同値とみなしこれに記入する。

水晶体等価線量値を合計した値を記入する。

元請事業者を記入する場合については、「I. 備考」欄不足を防止するために、年月日を記入せず、インデックス番号を共用してもよい。

②指定・解除年月日

除染作業員名簿に登録、解除された年月日を西暦で記入する。

インデックス番号「(注1)」(連番)を朱字で記入し I. 備考に「(注1)」を記し元請事業者名を記入する。

測定期間 年月		暫定値 外部被ばく 内部被ばく 等価線量 水晶体等価線量	実効線量 内部被ばく (月) 等価線量 (月)	等価線量 内部被ばく 等価線量 (月)	施設名	指定・解除 年月日	記入者所属
1	2021.4.1			0.62	除染特別地域	指 2021.4.1 (注1)	○ X 工業 △△・放管課
2	2021.4.30		0.62			解	
3	2021.5.1	0	5/11	0.00	除染特別地域	指	○ X 工業 △△・放管課
4	2021.5.10		W			解 2021.5.11 (注2)	
5	2021.5.15	0	X	5/31	除染特別地域	指 2021.5.14 (注2)	○ X 工業 △△・放管課
6	2021.5.31		C(3.3%)			解 2021.5.31	
7	2021.6.1	1.37	6/30	1.3	除染特別地域	指 2021.6.1 (注3)	○ X 工業 △△・放管課
8	2021.6.30		W			解 2021.6.30	
9	2021.7.1	0.24		0.2	特定線量下業務	指 2021.7.1 (注2)	○ X 工業 △△・放管課
10	2021.9.30					群 2021.9.30	
11	2021.10.10			0.2	□△減容化施設	指 2021.10.10	○ X 工業 △△・放管課
12	2021.10.31			0.2		解	
13	2021.11.1		1.3	1.2	□△減容化施設	指	○ X 工業 △△・放管課
14	2021.11.30			1.3		解	
15	2021.12.1	従事せず				指	○ X 工業 △△・放管課
16	2021.12.31					解	
17	2022.1.1		X	X	□△減容化施設	指	○ X 工業 △△・放管課
18	2022.1.31			X		解	
19	2022.2.1		1.1	1.0	□△減容化施設	指	○ X 工業 △△・放管課
20	2022.2.28			1.1		解	
21	2022.3.1		0.3	0.3	□△減容化施設	指	○ X 工業 △△・放管課
22	2022.3.31			0.3		解	
23						指	
24						解	
25	2021年度	実効線量		5.02	(2 X) ミリシーベルト		
26		水晶体等価線量		4.82	(2 X) ミリシーベルト		

指定・指定解除されたことを確認した者の所属等を記入する。

「除染特別地域」、「汚染状況重点調査地域」または「除染特別地域等」と記入する。また、特定線量下業務だけに従事した場合には、「特定線量下業務」と記入する。

【事故由来処分業務の場合には、当該事業所の施設名称を記入する。】

備考			
1 1) (注 1)	元請事業者: (株)□△建設工業	<input checked="" type="checkbox"/> ×工業 <input type="checkbox"/> △△設備 <small>(丸)</small>	7)
2 2) (注 2)	元請事業者: ○△□建設(株)	<input checked="" type="checkbox"/> ○×工業 <input type="checkbox"/> △△設備 <small>(丸)</small>	8)
3 3) (注 3)	元請事業者: (株)△○○組	<input checked="" type="checkbox"/> ○×工業 <input type="checkbox"/> △△設備 <small>(青四)</small>	9)
4 4)			10)
5 5)			11)
6 6)			12)

記 入 例

H. 放射線防護教育歴

一般例

①実施年月日

特別教育等の実施年月日
を西暦で記入する。

②実施者（主催者）

特別教育等の実施者または
主催者を記入する。

③対象施設等

H. 放射線防護教育歴					14
実施年月日	実施者(主催者)	教 育 内 容		記入者所属	
		科 目	対 象 施 設 等		
1 2021.4.30	(一社)○X 労基協会	除染作業指揮者教育	除染特別地域	○X工業 △△・放管課	
2 2021.5.1	(株)○△建設 工業	除染等業務特別教育 学科教育	除染特別地域	○X工業 △△・放管課	
3 2021.5.2	(株)○△建設 工業	除染等業務特別教育 実技教育	除染特別地域	○X工業 △△・放管課	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

「除染特別地域」、
「汚染状況重点調査地域」または
「除染特別地域等」と記入する。
また、特定線量下業務だけに従事した場合には、「特定線量下業務」と記入する。
【事故由来処分業務の場合には、当該事業所の施設名称を記入する。】

13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

労働省告示（特別教育）関連
a：第1号から第5号についての全原子力施設共通の学科教育
b：第1号から第5号についての原子力施設毎の学科教育
c：第6号に対応する実技教育
d：総合的実地教育

放射性同位元素等の規制に関する法令関連
ア：放射線の人体に与える影響
イ：放射性同位元素等又は放射線障害の防止に関する法律及び放射線障害予防規程

教育を省略した場合は、該当する科目の記号の下に「*」印を記入する。

注：除染等業務特別教育を修了している場合には、特定線量下業務の教育内容は含まれているため、特定線量下業務の教育については記入しない。